

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例案

平成29年(2017年)2月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例

札幌市証明等手数料条例(昭和21年条例第15号)の一部を次のように改正する。

(1) 別表33の5の項を次のように改める。

33 の5	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この項及び付表11の項から17の項までにおいて「法」という。)第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	1件	付表11の項に定める額	
	(2) 法第12条第2項後段又は法第13条第3項後段の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときの建築物エネルギー消費性能適合性判定	1件	付表12の項に定める額	

<p>(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）で定める軽微な変更該当していることを証する書面（付表12の項において「軽微変更該当証明書」という。）の交付</p>	<p>1 件</p>	<p>付表 1 2 の項に定め る額</p>
<p>(4) 法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（次号、付表13の項及び15の項において「計画認定」という。）の申請（法第30条第2項の規定による申出をする場合を除く。）</p>	<p>1 件</p>	<p>付表 1 3 の項に定め る額</p>
<p>(5) 計画認定の申請（法第30条第2項の規定による申出をする場合に限る。）</p>	<p>1 件</p>	<p>付表 1 4 の項に定め る額</p>
<p>(6) 法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（次号及び付表15の項において「計画変更認定」という。）の申請（同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合を除く。）</p>	<p>1 件</p>	<p>付表 1 5 の項に定め る額</p>

	(7) 計画変更認定の申請（法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合に限る。）	1件	付表16の項に定める額
	(8) 法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定（付表17の項において「適合認定」という。）の申請	1件	付表17の項に定める額

(2) 別表34の項の次に次の1項を加える。

34 の2	(1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定に基づく火薬類の製造の許可の申請	1件	220,000円
	(2) 火薬類取締法の規定に基づく火薬類の販売営業の許可の申請		
	ア 競技用紙雷管のみの販売営業の場合	1件	25,000円
	イ アに掲げる場合以外の場合	1件	110,000円
	(3) 火薬類取締法の規定に基づく火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更の許可の申請		

ア 設置又は移転の場合	1 件	73,000 円
イ 構造又は設備の変更の場合	1 件	8,300 円
(4) 火薬類取締法の規定に基づく火薬類の製造施設又は火薬庫の完成検査		
ア 火薬類の製造施設の完成検査の場合	1 件	41,000 円
イ 火薬庫の完成検査の場合		
(ア) 設置又は移転の工事に係る完成検査の場合	1 件	41,000 円
(イ) 構造又は設備の変更の工事に係る完成検査の場合	1 件	23,000 円
(5) 火薬類取締法の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可 (北海道公安委員会が行うものを除く。)の申請	1 件	1,200 円
(6) 火薬類取締法の規定に基づく火薬類の譲受けの許可 (北海道公安委員会が行うものを除く。)の申請		
ア 火工品のみの譲受けの場合	1 件	2,400 円
イ アに掲げる場合以外の場合		

(ア) 申請に係る火薬類 (火工品を除く。)の数量が25キログラム以下の場合	1件	3,500円
(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合	1件	6,900円
(7) 火薬類取締法の規定に基づく火薬類の輸入の許可 (北海道公安委員会が行うものを除く。)の申請		
ア 申請に係る火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下の場合	1件	12,000円
イ アに掲げる場合以外の場合	1件	25,000円
(8) 火薬類取締法の規定に基づく煙火の消費の許可の申請	1件	7,900円
(9) 火薬類取締法の規定に基づく特定施設に係る保安検査又は火薬庫に係る保安検査	1件	41,000円

(3) 別表付表7の項第1号ア中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(以下「登録建築物調査機関」という。)」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)」に改め、同項第2号ア及び第4号ア中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同号イ中「アに」を「ア及びイに」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 当該建築物の全体に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素基準に適合していることについて、当該建築物の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量（１年間に消費するエネルギー（エネルギー使用の合理化等に関する法律第２条第１項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下同じ。）の実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量を超えないことを確認する方法（以下「モデル建物法」という。）により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）

(ア) 建築物の床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの 85,000 円

(イ) 建築物の床面積の合計が 300 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以下のもの 143,000 円

(ウ) 建築物の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以下のもの 232,000 円

(エ) 建築物の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以下のもの 303,000 円

(オ) 建築物の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え、25,000 平方メートル以下のもの 364,000 円

(カ) 建築物の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの 427,000 円

- (4) 別表付表 9 の項第 1 号ア、第 2 号ア及び第 4 号ア中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同号イ中「アに」を「ア及びイに」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 当該建築物の全体に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素基準に適合していることについて、モデル建物法により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）

- (ア) 建築物の床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの 42,500 円
- (イ) 建築物の床面積の合計が 300 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以下のもの 71,500 円
- (ウ) 建築物の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以下のもの 116,000 円
- (エ) 建築物の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以下のもの 151,500 円
- (オ) 建築物の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え、25,000 平方メートル以下のもの 182,000 円
- (カ) 建築物の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの 213,500 円

(5) 別表付表 1 5 の項中「別表 3 3 の 5 の項第 5 号」を「別表 3 3 の 5 の項第 8 号」に改め、同項第 1 号中「別表付表 1 1 の項第 1 号ア」を「別表付表 1 3 の項第 1 号ア」に改め、同項第 2 号中「別表付表 1 1 の項第 2 号ア」を「別表付表 1 3 の項第 2 号ア」に、「別表付表 1 1 の項第 1 号ア」を「別表付表 1 3 の項第 1 号ア」に改め、同項第 3 号中「別表付表 1 1 の項第 4 号ア」を「別表付表 1 3 の項第 4 号ア」に改め、同項を同表 1 7 の項とし、同表 1 4 の項中「別表 3 3 の 5 の項第 4 号」を「別表 3 3 の 5 の項第 7 号」に、「別表 3 3 の 5 の項第 3 号」を「別表 3 3 の 5 の項第 6 号」に改め、同項を同表 1 6 の項とし、同表 1 3 の項中「別表 3 3 の 5 の項第 3 号」を「別表 3 3 の 5 の項第 6 号」に改め、同項を同表 1 5 の項とし、同表 1 2 の項中「別表 3 3 の 5 の項第 2 号」を「別表 3 3 の 5 の項第 5 号」に、「別表 3 3 の 5 の項第 1 号」を「別表 3 3 の 5 の項第 4 号」に改め、同項を同表 1 4 の項とし、同表 1 1 の項中「別表 3 3 の 5 の項第 1 号」を「別表 3 3 の 5 の項第 4 号」に改め、同項第 1 号中「付表 1 3 の項及び 1 5 の項」を「付表 1 5 の項及び 1 7 の項」に改め、同号ア中「付表 1 3 の項」を「付表 1 5 の項」に、「法第 3 9 条の規定による登録を受けた機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同項第 2 号中「付表 1 3 の項及び 1 5 の項」を「付表 1 5 の項及び 1 7 の項」に改め、

同項第4号イ中「当該建築物の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギー（エネルギー使用の合理化等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下同じ。）の実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量を超えないことを確認する方法（以下「モデル建物法」という。）」を「モデル建物法」に改め、同項第5号中「付表13の項及び15の項」を「付表15の項及び17の項」に改め、同項を同表13の項とし、同表10の項の次に次の2項を加える。

11	別表33の5の項第1号に掲げるもの	<p>(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定において建築物エネルギー消費性能基準への適合をモデル建物法により確認した場合には、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以下のもの 232,000円</p> <p>イ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 303,000円</p> <p>ウ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 364,000円</p> <p>エ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 427,000円</p>
----	-------------------	--



		<p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合においては、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以下のもの 516,000円</p> <p>イ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 636,000円</p> <p>ウ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 752,000円</p> <p>エ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 858,000円</p>
1 2	別表 3 3 の 5 の 項 第 2 号 及 び 第 3 号 に 掲 げ る も の	<p>(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明書の交付に係る建築物エネルギー消費性能基準への適合をモデル建物法により確認した場合においては、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定又は当該交付に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以下のもの 116,000円</p> <p>イ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 151,500円</p>

		<p>ウ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 182,000円</p> <p>エ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 213,500円</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合においては、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定又は当該交付に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以下のもの 258,000円</p> <p>イ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 318,000円</p> <p>ウ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 376,000円</p> <p>エ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 429,000円</p>
--	--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表付表7の項及び9の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成2

7年法律第53号)による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「改正前のエネルギー使用合理化法」という。)第76条第1項の登録建築物調査機関による審査を受けた場合においては、当該計画が当該基準に適合していることについて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けたものとみなして、改正後の別表付表7の項及び9の項の規定を適用する。

- 4 施行日前に建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、改正前のエネルギー使用合理化法第76条第1項の登録建築物調査機関による審査を受けた場合においては、当該計画が当該基準に適合していることについて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けたものとみなして、改正後の別表付表13の項の規定を適用する。

(理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を定める等のほか、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による火薬類取締法の一部改正等に伴い、新たに本市が行うこととなる火薬類の製造の許可等の事務に係る手数料を定めるため、本案を提出する。